

東村山市介護認定審査会に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市介護認定審査会に関する条例の一部を改正する条例

東村山市介護認定審査会に関する条例（平成 11 年東村山市条例第 20 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 介護認定審査会委員の任期を変更するため、本案を提出するものであります。

東村山市介護認定審査会に関する条例の一部を改正する条例

東村山市介護認定審査会に関する条例（平成11年東村山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「委員の任期は、2年」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める委員の任期は、3年」に改める。

第7条第1項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に委員である者の任期については、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東村山市介護認定審査会に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(委員)

第4条 (略)

2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第6条第1項の規定に基づき条例で定める委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(合議体)

第7条 令第9条第1項に規定する合議体(以下「合議体」という。)は、審査及び判定の案件を取り扱うものとする。

2～6 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員である者の任期については、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

旧 条 例

(委員)

第4条 (略)

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(合議体)

第7条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第9条第1項に規定する合議体(以下「合議体」という。)は、審査及び判定の案件を取り扱うものとする。

2～6 (略)